

令和8年6月12日
東京都病害虫防除所

令和8年度 病害虫発生予察 注意報 第1号

病害虫名： キウイフルーツかいよう病（Psa3 系統）

対象作物： キウイフルーツ

1 注意報の内容

- (1) 対象地域 多摩地域
- (2) 作物名 キウイフルーツ
- (3) 病害虫名 キウイフルーツかいよう病（Psa3 系統）
- (4) 発生量 多

2 注意報発令の根拠

- (1) 4月下旬に北多摩地域のキウイフルーツを栽培する園地でキウイフルーツかいよう病（Psa3 系統）の疑義症状、樹勢低下、枝の枯死を確認した。園地の一部で病徴である葉の斑点と斑点周囲のハローが散見されたことから、PCR検査を実施し、陽性を確認した。6月上旬にかけて、北多摩地域から西多摩地域の複数の園地においても同様の症例が発生し、PCR検査の結果、北多摩地域は陽性であった。
- (2) 黄肉系及び赤肉系品種での発生を確認し、特に赤肉系品種での被害が多かった。現時点では、緑肉系品種での被害は確認されていない。
- (3) 東京都では平成26年に本病の発生を確認しているが、それ以降、限られた地域で散発的に発生が確認されたのみだった。今回、複数の園地で発生しており、加えて6月7日に梅雨入りし、今後、感染が拡大することが懸念されるため、防除を急ぐ必要があり、注意報により周知する。

3 防除対策

- (1) 被害の軽い園地や地点から管理作業を行う。
- (2) 苗木、穂木および花粉は健全なものを使用し、園地間での穂木の移動は控える。
- (3) 風当たりが強い園地では、防風ネット等による防風対策を行う。
- (4) ハサミ等の使用した器具は、ケミクロンG等で消毒する。
- (5) 切り口には、必ず癒合促進剤（トップジンMペースト）を塗布する。特に、主幹の切り口については、ラップやビニール袋で被覆する。
- (6) 薬剤防除は、東京都病害虫防除指針^{*1}に従って行う。なお、銅剤の散布にあたっては薬害に留意する。
- (7) 感染が確認された場合、発病部位（葉、枝、幹）の切除を行い、切除した残さは焼却するか、地表に露出しないように埋却するなど適切に処分する。

(8) 園地から出る際には靴底の消毒などの対策を行う。また、園地内に無用な者が立ち入らないようにする。

*1：東京都病虫害防除指針 令和8年（2026年）オンライン版
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/shoku/boujyo/guideline>



図 キウイフルーツかいよう病（Psa3 系統）病斑
*初期病斑でも空に透かすと分かりやすい